△

○

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.31051

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.90308
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.33179

$E_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.16846
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.18641

$E_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.23718
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.25154

$E_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.35026
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.40590

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び同年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずることとする。

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01677
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02174

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 17 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

○

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
5.12100

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.30900

$E_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.72700

$E_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.98100

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずることとする。

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01678
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02176

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{16} ＝ 1.000

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000